

## 令和4年度 島根県中学校体育連盟主催大会 実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）及び「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）並びに「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

### 1 大会実施にあたっての基本的な考え方について

大会の実施にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会等）を参考に、今後の島根県中学校体育連盟主催大会実施にあたっての基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとします。

なお、本ガイドラインに加えて、各競技団体及び開催会場施設の定めた新型コロナウイルス感染症拡大予防に関する規程がある場合はそれに従うこととします。

#### 【大会実施に当たっての基本的な考え方】

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の3つの基本
  - 身体的距離の確保 ○ 試合（プレー）時以外でのマスクの着用 ○ 手洗い等の徹底
- (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- (4) 安全な活動環境等の確保

### 2 大会実施時の感染防止策について

#### (1) 感染源を絶つ

- 大会前2週間以内に生徒または教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した学校の参加については、保健所、教育委員会等の指示を受け校長が判断する。
- 大会事務局は以下の点について配慮する。
  - ・風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある選手や引率者等は大会に参加させないことを徹底する。
  - ・各校の選手及び引率者等の大会前2週間分及び大会終了後1週間分（計約3週間分）の体調を記録した「体調記録表」（別紙1）の記録を求め、健康管理を徹底する。
  - ・大会当日受付時等に、「学校同行者体調記録表」（別紙2）を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会

本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。

- ・「学校同行者体調記録表」（別紙2）に記載された者以外の来場者に対し、「来場者体調記録表」（別紙3）に、氏名・住所・連絡先（電話番号）・検温した体温・来場前2週間における 次のア～エの確認と、来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認する。

ア：発熱、咳、咽頭痛などの症状

イ：新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者と濃厚接触がある

ウ：同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

エ：過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触

- 引率者等は以下の点について配慮する。

- ・集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認するなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。

- 大会事務局及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

## (2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離を確保する

- 対戦相手や審判等との握手や仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどは行わない。
- 監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔ができるだけ1メートル以上空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。
- 集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ1メートル以上空くように指導する。

イ マスクの着用

- 選手、引率者等及び大会関係者はマスク等を準備し、大会中は競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底する。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、大会事務局の指示に従う。
- 大会事務局や引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、コップ等は共用しない。

ウ 手洗い等の徹底

- 選手や引率者等及び大会関係者がこまめに手洗いを行えるよう、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で参加者に手洗いを促す。
- 手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。参加者には、事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんを手洗いを行うよう選手に指導する。

### (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 試合会場への入場は、登録された選手や引率者等及び大会関係者のみとし、出場選手として登録されていない部員やマネージャー及び応援者（保護者）の入場制限については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し判断する。
- 大会事務局は以下の点について配慮する。
  - ・ 試合会場や動線を複数設けるなどし、選手や引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
  - ・ チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等はバス等の車内が密閉空間にならないよう運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
  - ・ 更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ1メートル以上空くよう床に目印テープを貼付したりするとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり小窓を開いたりする等、換気に配慮する。
  - ・ 屋内で実施する競技においては、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
  - ・ 屋内で実施する競技においては、1時間に2～3回程度、ドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。
  - ・ 引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ1メートル以上空くよう選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ会話は控えるよう指導する。

### (4) 安全な活動環境等の確保

- 試合に関わる全ての者（大会役員、審判、指導者、選手）は、試合が開始される2週間前からの行動を、「行動履歴書」（別紙4）に記録する。
- 大会事務局は、参加校に対し感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し「同意書」（別紙5）を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行なわれていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 試合会場へ入場する保護者については、「来場者体調記録表」（別紙3）を記録の上、来場ごとに大会本部に提出する。
- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り運営する施設を選定し、施設の定める感染拡大予防対策について事前に打合せを行い対策を講じる。
- 各競技団体が、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）に則り作成した規程がある場合は、それに従って感染拡大予防対策を講じる。

3 感染症等の事由による大会開催可否、大会日程の変更等については、県及び当該市町の指導助言に基づき、県中体連と主管中体連で協議し決定する。

#### 4 大会当日の体調不良者発生時の対応について

##### (1) 入場、受付での体調不良者発生時の対応について

○体調記録表の提出内容を以下のポイントで確認する。

<確認のポイント>

●発熱や風邪の症状の有無

●当日の検温記録、体調記録表の記入漏れの有無

・上記ポイントにおいて参加者に症状がある場合は、入場、受付をとりやめる。記入漏れ等の不備がある場合は、不足項目の確認を行う。

・風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある場合、または症状が確認された者については、大会事務局に報告した上で帰宅を促し、医療機関を受診するとともに受診結果を報告するよう伝える。

##### (2) 入場後、大会期間中の体調不良者発生時の対応について

○参加校は参加者において風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が確認された場合は、医療機関を受診するとともに大会事務局へ報告する。

○受診の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所、当該市町教育委員会の指示に従い適切に対応する。

○大会期間中に大会関係者が新型コロナウイルスに感染した場合は、当該市町を管轄する保健所、教育委員会の指導助言に基づき、大会を主管する市郡中体連と県中体連で対応を協議し決定する。